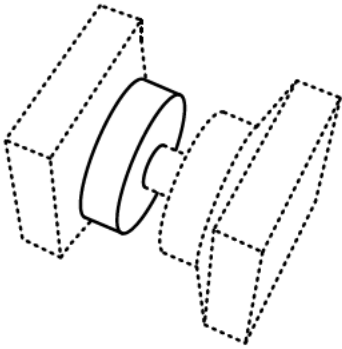
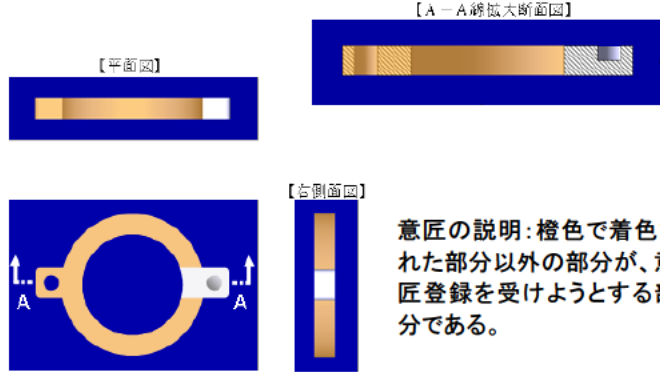


意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
	VZA	図の中で意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分けたもの

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
参考分類・参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)	
図面において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分けたもの	
<p>例 ①意匠登録を受けようとする部分を実線、その他の部分を破線で描いたもの(事例1)</p> <p>②意匠登録を受けようとする部分以外を特定の色で塗ったもの(事例2)</p> <p>③意匠登録を受けようとする部分以外の部分を薄色としたもの</p>	
事例1	事例2
	 <p>【平面図】</p> <p>【A-A 縮大断面図】</p> <p>【右側面図】</p> <p>意匠の説明: 橙色で着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。</p>

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
【このDタームを付与しない場合】		
<ul style="list-style-type: none"> 図での描き分けがなく、文言の説明のみで意匠登録を受けようとする部分を特定しているもの 複数色が付された全体の意匠に関する出願と判断できるもの 破線等により図で描き分けがなされているが、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分を描き分けしていると明確に判断できないもの 意匠登録を受けようとする物品以外の物のみについて破線等により描き分けがなされているもの 		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には VZA のみを付与する。
VZB	外観の一部の面が開示されていないもの	
過去に分類した物品の名称		